

事務連絡
課 酒 5 - 1 9
令和 8 年 4 月 10 日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

国税庁課税部酒税課

「重点支援地方交付金」の年度繰越を受けた「酒米不足・価格高騰の影響を受けた酒蔵等への支援」のお願いについて（依頼）

日頃より酒類行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 11 月 21 日付課酒 5 - 38 「『重点支援地方交付金』による『酒米不足・価格高騰の影響を受けた酒蔵等への支援』のお願いについて（依頼）」により、酒米価格の高騰により事業活動の継続に支障をきたす日本酒、焼酎、泡盛及びみりんを造る酒蔵及び酒蔵が加盟する酒造組合への「重点支援地方交付金」を活用した支援のご検討をお願いいたしました。

その結果、多くの地方公共団体において、酒米価格の高騰部分に対する資金助成支援、地域の実情に応じた消費拡大推進事業、酒蔵の酒米安定確保のための酒米生産農家に対する支援などを実施していただいたところであり、酒蔵等へのきめ細かい支援に対し、厚く御礼申し上げます。

当庁においては、令和 8 年以降の酒米確保への対策として、酒蔵と酒米農家との連携強化に向けた酒造組合等による取組を支援しており、地域経済活性化の担い手でもある酒蔵の経営基盤の安定のため、各種施策に取り組んでおります。

現在、各都道府県、市町村におかれましては、令和 8 年 4 月 1 日付内閣府地方創生推進室事務連絡「令和 8 年度における重点支援地方交付金の取扱い等について」に基づき、令和 8 年度実施計画を策定されていることと存じます。

これまで、全国の国税局・事務所から「重点支援地方交付金」を活用した酒蔵支援のご検討をお願いさせていただいたところですが、引き続き、年度繰越を受けた令和 8 年度予算におきましても、原料米等価格の高騰に伴い影響を受ける酒蔵等に対しまし

て、「重点支援地方交付金」を活用した支援をご検討いただきますよう、改めてお願い申し上げます¹。

管内の市町村に対しましても、「重点支援地方交付金」の活用による酒蔵への支援措置等に係る周知について、格別のご協力を賜れますようお願い申し上げます。

なお、これまで全国の地方公共団体において講じていただいた酒蔵等に対する支援措置については、今後国税庁ホームページで公表することを予定しております。

引き続きのご検討をよろしくお願いいたします。

<国税庁ホームページ>

[高騰する原料米価格にお困りの酒類業者の皆様へ | 国税庁
\(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kakaku/index.htm\)](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kakaku/index.htm)

<参考資料>

参考1 令和8年4月1日付内閣府地方創生推進室事務連絡「令和8年度における重点支援地方交付金の取扱い等について」

参考2 酒米の不足及び価格高騰への対応について（国税庁）

(連絡先1) 本事務連絡に関するご質問がある場合

国税庁 課税部 酒税課 03-3581-4161 (内線 3734・3306)

《担当：課長補佐 根本・業務係長 小野寺》

(連絡先2) 各地域の酒蔵の実情やこれまでの重点支援地方交付金を活用した酒蔵支援の実績などについて、ご質問がある場合

別紙「国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署一覧」参照

¹ 令和8年4月1日付内閣府地方創生推進室事務連絡「令和8年度における重点支援地方交付金の取扱い等について」においては、地方公共団体の令和7年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として令和8年度実施計画に記載することができませんが、当該事業について、令和8年度に繰り越される場合には、令和8年度実施計画に記載することが認められています。ただし、既に提出した令和7年度実施計画に当該事業を記載している場合、交付金を充当する部分が重複しないよう留意する必要があります。同一事業による交付金を計画することはできません。「重点支援地方交付金」の活用による酒蔵への支援措置等を計画する各都道府県、市町村におかれましては、当該留意事項に則り、令和7年度実施計画に既に記載した実施事業とは異なる事業の計画のご検討をお願いいたします。

事務連絡
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和 8 年度における重点支援地方交付金の取扱い等について

国の令和 7 年度予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の一部について、内閣府において令和 8 年度に繰越したこと等を踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 7 年 12 月 16 日付け通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、令和 8 年度における重点支援地方交付金の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。なお、重点支援地方交付金の取扱いは、令和 7 年度から大きな変更点はないため、必要に応じて、過去の事務連絡も参照ください。

各都道府県におかれましては、庁内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和 8 年度の執行手続きのスケジュールについて

重点支援地方交付金の交付にあたって、令和 8 年度に作成していただく重点支援地方交付金の実施計画（以下「令和 8 年度実施計画」という。）は、現時点で別紙 1 のとおり 4 回提出を受け付けることを予定しています。

（1）第 1 回提出受付

第 1 回提出受付の期限は、令和 8 年 4 月 17 日を予定しています。早期執行の観点からこの期限までの実施計画のご提出をお願いいたします。特に、重点支援地方交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越しした重点支援地方交付金を活用して実施する事業を既に検討されている地方公共団体におかれましては、この期限までに実施計画をご提出ください。令和 7 年度に作成していただいた重点支援地方交付金の実施計画（以下「令和 7 年度実施計画」という。）の第 3 回提出において、各地方公共団体が記載した本省繰越希望額に相当する額を 6 月中旬に交付予定です。

（2）第 2 回提出受付

第 2 回提出受付の期限は、令和 8 年 7 月 3 日を予定しています。第 2 回提出は、原則全

ての地方公共団体の提出を受け付ける予定です。本省繰越希望額分を8月下旬に交付予定です。

(3) 第3回提出受付

第3回提出受付の期限は、令和8年10月30日を予定しています。第3回提出は、既に提出した令和8年度実施計画の内容について、必要に応じ、変更可能とします。12月中旬に交付予定です。

(4) 第4回提出受付

令和8年度の最終提出受付（第4回提出受付）の期限は、令和9年1月22日を予定しています。第4回提出は、既に提出した令和8年度実施計画の内容について、必要に応じ、変更可能とします。令和9年3月中旬に交付予定です。

2. 重点支援地方交付金の交付対象事業等について

(1) 交付対象事業

○基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「令和7年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和7年12月16日付け事務連絡。以下「令和7年12月事務連絡」という。）から特段の変更はなく、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとし、民間団体のみならず公的団体も対象となります。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和8年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・ 地方公共団体の令和8年度予算に計上され、実施される事業
- ・ 地方公共団体の令和8年度予算に計上された予備費により実施される事業

なお、地方公共団体の令和7年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として令和8年度実施計画に記載することができませんが、当該事業について、令和8年度に繰越される場合、令和8年度実施計画に記載することを認めます。ただし、既に提出した令和7年度実施計画に当該事業を記載している場合は、交付金を充当する部分が重複しないようご注意ください。

○推奨事業メニュー

以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

【生活者支援】

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

【事業者支援】

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

○「①食料品の物価高騰に対する特別加算」について

令和7年度補正予算において計上された食料品の物価高騰に対する特別加算（0.4兆円）については、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施していただくこととしております。

この活用にあたっては、支援対象者や支給方法、支給額などの具体的な事業内容については、各市区町村にご判断にいただくこととしております。また、事業内容として、生活者への食料品の支援が含まれる場合は、広く消費下支えの取組に活用いただくなど、柔軟に活用いただくこととしております。

（2）対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、令和7年12月事務連絡から特段の変更はなく、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの

(任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。)を除く。)

- ② 用地費
用地の取得費
- ③ 貸付金・保証金
貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）
- ④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの
物価高騰への対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用
(物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる。)
- ⑤ 基金
基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。)

【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること
イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの
- ③ 令和8年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和13年度末[※]まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和10年度末[※]までに廃止するものであること
※ 令和8年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いいたします。

3. 重点支援地方交付金の交付限度額について

令和7年度補正予算で措置された2兆円について、令和7年12月16日に地方公共団体ごとの交付限度額を通知しております。令和8年度は、各地方公共団体が令和7年度の第3回提出の実施計画に記載した推奨事業メニューに係る本省繰越希望額の範囲で交付予定です。

4. 重点支援地方交付金の活用に当たっての留意点について

重点支援地方交付金の活用に当たっては、引き続き迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施を図っていただくとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たしていただくようお願いします。

(各府省庁からの情報提供について)

「重点支援地方交付金」の拡充について（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、各府省庁において、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が速やかに提供されておりますので、推奨事業メニューを活用した支援の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(迅速かつ効率的・効果的な事業の実施について)

事業の実施に当たっては、迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施が図られるよう工夫してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添1を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

(会計検査院からの指摘について)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご留意ください。

①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成する

ものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあります。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙2の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

（交付金活用事業についての業界団体から事業者への周知依頼）

都道府県におかれましては、個別の事業者へより支援が行き渡るようにする観点で、重点支援地方交付金を活用して実施する事業者支援について、支援の対象となる業界団体と連携した事業者への周知を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

5. 令和8年度実施計画の作成と提出について

(1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

令和8年度実施計画は、令和7年度における実施計画の変更ではなく、令和8年度実施計画の様式を活用し、新たに作成してください。令和8年度実施計画の作成に当たっては、記入要領を参考にしながら必要事項を記入してください。令和8年度実施計画の様式及び記入要領については、後日改めて送付します。なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表しますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 実施計画の提出期限

令和8年度実施計画の提出期限は、以下のとおりです。提出期限後に内閣府において実施計画の確認（掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

第1回提出期限：令和8年 4月17日（金）12:00【厳守】

第2回提出期限：令和8年 7月 3日（金）12:00【厳守】

第3回提出期限：令和8年10月30日（金）12:00【厳守】

第4回提出期限：令和9年 1月22日（金）12:00【厳守】

(3) 実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、従来と同様に、各都道府県を通じ、内閣府地方創生推進室まで、メールにて提出していただく予定です。具体的な提出方法については追って連絡します。

(4) 提出資料

提出資料は、従来と同様に、令和8年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）です。各様式及び記入要領は、追って連絡します。

(5) 令和8年度実施計画の変更について

提出した令和8年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。重点支援地方交付金の趣旨も踏まえ、早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします。

(6) 令和8年度実施計画等の公表について

重点支援地方交付金を活用して実施する事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和8年度実施計画及び重点支援地方交付金の活用状況（別紙3）について、地方公共団体のホームページ等で速やかに公表してください。

6. 実施状況の公表及び効果の検証について

重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、これまでも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）においても、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定していますので、ご注意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和5年8月7日付け事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じ

て、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行い、事業完了の翌年度末までに公表してください。

また、事業完了の翌々年度の4月には、実施状況及びその効果の公表の完了を内閣総理大臣あてにご報告いただくこととしております。報告の様式については別紙4のとおりです。

「臨時交付金を活用した事業の実施状況とその効果の公表状況に関する周知及び令和6年度完了事業の公表に関する依頼について」(令和7年6月30日付け事務連絡)にて案内しておりますとおり、令和6年度に完了した事業について、令和7年度末までにインターネット等の利用により公表し、令和8年4月30日までに都道府県とりまとめの上ご報告が必要となりますので、遺漏のないようご対応をお願いいたします。

なお、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容(「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。)について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

実施計画の提出に当たっては、過年度の事業の実施状況及びその効果の検証結果を踏まえ、さらに効果が高まるようにご留意の上、事業内容を記載ください。

さらに、令和7年度中に完了した事業等を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

<関係資料一覧>

- 別紙1 令和8年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙2 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別紙3 令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況(様式・記入要領)
- 別紙4 令和6年度完了事業報告様式
- 別添1 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例
- 別添2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(改正後)
- 別添3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(新旧対照)
- 別添4 令和7年度補正予算 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(推奨事業メニュー) 地方公共団体職員向けQ&A(第3版)

【問合せ先】

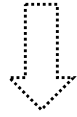
内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

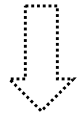
以上

酒米の不足及び価格高騰への対応

主食用米 価格高騰

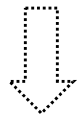


酒造好適米と主食用米の価格逆転現象



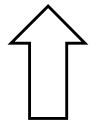
酒米生産農家において主食用米への作付転換

※ 酒米 = 酒造好適米 + 加工用米



酒米不足・酒米価格高騰

酒蔵の経営に
大きな影響



○ 政府備蓄米の購入申込み・試験醸造に係る情報提供と技術相談

○ 重点支援地方交付金を活用した酒蔵支援

○ 適正な価格転嫁に向けた環境整備

○ 資金繰り支援等の積極的な周知・広報

※ 酒造好適米は主食用米に比べて栽培が難しく収量も少ないこと等から、取引価格は主食用米に比べて高値で取引されてきた。

酒造好適米の販売価格の推移



注1: 酒造好適米(日本酒造組合中央会からの聞き取り)は、1等米の販売価格
注2: 主食用米(相対取引価格)は、出回りから翌年10月までの1等米の通年平均価格(7年産は出回りから令和8年2月までの速報値)であり、包装代、運賃を含み、消費税相当額を含まない。

出典：農林水産省農産局 「日本酒原料米をめぐる状況」

国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署一覧

局・所名	郵便番号	所在地	電話番号	酒類業調整官 派遣先税務署
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011	札幌北、旭川中
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111	青森、盛岡、 仙台北、秋田南、 山形、福島
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	水戸、宇都宮、 前橋、熊谷、浦和、 新潟、長野
東京国税局	104-8449	中央区築地5丁目3番1号	03-3542-2111	千葉東、神田、 豊島、横浜中、甲府
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山、金沢、福井
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜北、静岡、 名古屋中、津
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	鳥取、松江、 岡山東、広島東、 山口
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島、高松、松山、 高知
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福 岡合同庁舎	092-411-0031	佐賀、長崎
熊本国税局	860-8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	大分、宮崎、鹿児島
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	—

酒類業調整官派遣先税務署一覧

【札幌国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、函館、小樽、室蘭、釧路、帯広、岩見沢、苫小牧、根室、八雲、江差、倶知安、余市、浦河、十勝池田	001-0031	札幌市北区北31条西7丁目3番1号	011-707-5111
旭川中	旭川東、北見、網走、留萌、稚内、紋別、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-90-1451

【仙台国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、大船渡、水沢、花巻、久慈、一関、釜石、二戸	020-8677	盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、古川、気仙沼、大河原、築館、佐沼	980-8402	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	022-222-8121
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121
山形	米沢、鶴岡、酒田、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町1番23号	023-622-1611
福島	会津若松、郡山、いわき、白河、須賀川、喜多方、相馬、二本松、田島	960-8620	福島市森合町16番6号	024-534-3121

【関東信越国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、太田、潮来、土浦、古河、下館、竜ヶ崎	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4211
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和2丁目1番7号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-5400
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡、長岡、三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	951-8685	新潟市中央区西大畑町5191番地	025-229-2151
長野	上田、信濃中野、佐久、松本、飯田、諏訪、伊那、大町、木曾	380-8612	長野市西後町608番地の2	026-234-0111

【東京国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋、館山、木更津、松戸、佐原、茂原、成田、東金、柏	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号	043-225-6811
神田	麹町、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島、江東西、江東東、荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷、中野、杉並、荻窪、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南	101-8464	千代田区神田錦町3丁目3番地	03-4574-5596
豊島	王子、荒川、板橋、練馬東、練馬西、八王子、立川、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	171-8521	豊島区西池袋3丁目33番22号	03-3984-2171
横浜中	鶴見、保土ヶ谷、横浜南、神奈川、戸塚、緑、川崎南、川崎北、川崎西、横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、相模原、厚木、大和	231-8550	横浜市中区新港一丁目6番1号 よこはま新港合同庁舎2階・3階	045-651-1321
甲府	山梨、大月、鰺沢	400-8584	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	055-254-6105

酒類業調整官派遣先税務署一覧

【金沢国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町一丁目4番地	058-262-6131
静岡	清水、浜松西、浜松東、沼津、熱海、三島、島田、富士、磐田、掛川、藤枝、下田	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、名古屋西、名古屋中村、昭和、熱田、中川、豊橋、岡崎、一宮、尾張瀬戸、半田、津島、刈谷、豊田、西尾、小牧、新城	460-8522	名古屋市中区三の丸三丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋二丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津	520-8510	大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎	077-524-1111
伏見	上京、左京、中京、東山、下京、右京、福知山、舞鶴、宇治、宮津、園部、峰山	612-0084	京都市伏見区鍵屋町	075-641-5111
南	大阪福島、西、港、天王寺、浪速、西淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、東淀川、北、大淀、東、堺、岸和田、豊能、吹田、泉大津、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、門真、東大阪	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881
西宮	灘、兵庫、長田、須磨、神戸、姫路、尼崎、明石、洲本、芦屋、伊丹、相生、豊岡、加古川、龍野、西脇、三木、社、和田山、柏原	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	640-8520	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-424-2131

【広島国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、瀬戸、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、呉、竹原、三原、尾道、福山、府中、三次、庄原、西条、廿日市、海田、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
山口	下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340

酒類業調整官派遣先税務署一覧

【高松国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、池田	770-0847	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、伊野	780-0061	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123

【福岡国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、平戸、老岐、厳原	850-8678	長崎市松が枝町6番26号	095-822-4231

【熊本国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大分	別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西1丁目1番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、高鍋	880-8666	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111